

# 子育て すくすく 8月

●子ども・子育て支援センター  
すくすくの杜(☎972-1085)

●子育て支援センター  
あいあいポケット(☎983-8747)

●第二子育て支援センター  
そよかせ(☎981-5009)

## センターでは

市内在住の妊婦さん、および生後2カ月～就学前のお子さんとその保護者(すくすくの杜は、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者)を対象に、親子で遊ぶ場、子育て相談、発達相談(予約制。利用時間内に各センターへ)、育児の情報交換の場を無料で提供しています。各種事業など詳しくは、上記のQRコードから市ホームページをご覧ください。

- ▶開設日=月曜～金曜日(全支援センター) および土曜日(すくすくの杜のみ、あいあいポケットは第2土曜日のみ)
- ▶利用時間=午前9時～正午、午後1時～4時
- ▶休館日=祝日および年末年始(12月29日～1月3日)
- ※市に気象警報が発令されている場合は休館となります。

## はじめての絵本

センターでは、赤ちゃんにはじめての1冊をプレゼントしています。

対象講座参加日に生後4カ月から1歳の誕生月までのお子さんとその保護者

日程や場所、申込など、詳しくは上記のQRコードから市ホームページをご覧ください。各センターまでお問い合わせください。

## 園開放日

時間 午前10時～11時30分(▲は午前10時30分～正午)

※持ち物や対象など、詳しくは上記のQRコードから市ホームページをご覧ください。各園までお問い合わせください。

	園名	日程
保育園	八幡 ☎981-7491	24日(月) 地蔵盆・水遊び
幼稚園	なるみ ☎982-3368	31日(月) ▲親子でドリトミック(先着25組予約制)

## 【70歳未満の自己負担限度額(月額)】

【表1】

区分	自己負担限度額	
	3回目まで	4回目以降(※2)
上位所得者	基礎控除後の所得 901万円超 252,600円+ (医療費の総額- 842,000円)×1%	140,100円
	基礎控除後の所得 600万円超～901万円以下 167,400円+ (医療費の総額- 558,000円)×1%	93,000円
一般	基礎控除後の所得 210万円超～600万円以下 80,100円+ (医療費の総額- 267,000円)×1%	44,400円
	基礎控除後の所得 210万円以下 57,600円	
住民税非課税世帯(※1)	35,400円	24,600円

- ※1 …同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人。
- ※2 …過去12カ月間に3回以上高額療養費に該当した世帯の4回目以降の自己負担限度額。

## 【70歳以上75歳未満の自己負担限度額(月額)】

【表2】

区分	自己負担限度額		
	現役並み所得者(※1)	外来(個人単位)	4回目以降(※5)
住民税課税世帯	現役並みⅢ(課税所得690万円以上)	252,600円+ (医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円
	現役並みⅡ(課税所得380万円以上)	167,400円+ (医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円
	現役並みⅠ(課税所得145万円以上)	80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
	一般(※2)	18,000円 (年間上限額144,000円)	
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ(※3)	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ(※4)		15,000円

- ※1 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は申請により「一般」となります。また、平成27年1月以降、新たに70歳になる国保被保険者のいる世帯のうち、同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の場合も「一般」となります。
- ※2 現役並み所得者、低所得Ⅱ・Ⅰ以外の人
- ※3 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人(低所得Ⅰ以外の人)
- ※4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人
- ※5 過去12カ月に3回以上の高額療養費に該当した世帯の4回目以降の自己負担限度額

国保医療課国保係(☎983-2962)

## 国保医療課からのお知らせ

### 高齢受給者証を交付

国民健康保険(国保)に加入する昭和20年8月2日以降生まれの70歳～75歳未満の人に高齢受給者証を交付しました。8月1日以降に医療機関で受診する際は、保険証と一緒に窓口提示してください。

### 限度額適用認定証を交付

入院や高額な外来診療を受ける際に、保険証に加えて「限度額適用認定証」を医療機関の窓口提示すると、ひと月あたりの支払いが、その世帯の負担区分の限度額(表)までになります。あらかじめ、国保医療課で限度額適用認定証を兼ねるため申請不要です。

### 高齢受給者の自己負担割合

① 2割負担 ② 住民税課税所得が1

### ジェネリック医薬品 差額通知について

国民健康保険加入者で、現在処方されている薬からジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどのくらい安くなるかを

- ② 3割負担(現役並み所得者) ③ 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保の被保険者がいる人
- ※70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、一人の場合383万円未満、二人以上の場合520万円未満となる世帯は、申請により2割負担となります。また、同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の場合も2割となります。

お知らせする「ジェネリック医薬品差額通知」を8月末から送付します。

※ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減額が大きい人に通知するもので、全員の人に届くわけではありません。ジェネリック医薬品(後発医薬品)厚生労働省が最初に作られた薬(先発医薬品)と同等と認められた医薬品です。先発医薬品の特許が切れた後に有効成分、分量、用法が同じ医薬品として販売される安価な薬です。

## 市税・国民健康保険料は納期内に

納期限までに納付されず、滞りとなった場合は、督促状(督促手数料1000円を加算)を送付後に京都府内25市町村(京都市を除く)の税務署を行う広域連合)に徴収権限を移管します。便利な口座振替の利用を

口座振替は市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)、または税務課で受け付けています。

8月17日(月)までに手続きをした場合は、納期が9月末の固定資産税第3期分、国民健康保険料第4期分から振替します。

※ゆうちょ銀行の口座振替は、直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。

※口座振替申込書を自宅へ郵送することがあります。郵送を希望される場合は、早めに税務課収納係までご連絡ください。

納付済み通知書について 国民健康保険料を口座振替している人へ7月または4月に送付していた納付済み通知書は廃止します。なお、国民健康保険料を口座振替または納付書により納入の全員に、所得税または市・府民税の申告に利用できる納付通知書を令和3年1月に送付します。

国稅務課収納係(☎983-2481)